

那珂市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成26年度財政援助団体等  
監査の結果について別紙のとおり公表します。

平成26年7月25日

那珂市代表監査委員 萩谷 眞



那 監 第 27 号  
平成 26 年 7 月 25 日

那 珂 市 長 海 野 徹 様  
那 珂 市 議 会 議 長 助 川 則 夫 様  
那 珂 市 教 育 委 員 会 委 員 長 小 笠 原 聖 華 様  
那 珂 市 農 業 委 員 会 会 長 吉 原 誠 一 様

那 珂 市 監 査 委 員 萩 谷 眞 康

那 珂 市 監 査 委 員 福 田 耕 四 郎

## 平成 26 年度財政援助団体等監査報告書

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により実施した平成 26 年度財政援助団体等に対する監査の結果について、同条第 9 項の規定により、下記のとおり報告いたします。

### 記

#### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体に対する監査

#### 2 監査の範囲

平成 25 年度の財政的援助に係る事務の執行

#### 3 監査の着眼点

当市では、市民の多種多様な要望に対応するため、各種事業、団体等に対して補助金等の財政援助を行っている。そこで、平成 25 年度に補助金等を交付した一部の財政援助団体について、主に平成 25 年度の事務の執行を対象として、補助金等が交付目的及び事業計画に基づき適正かつ効果的に執行されているかどうかを主眼として監査を実施した。

なお、今回は、出納関係帳票の整備及び記帳が適正かどうか、また、

会計処理上の責任体制は確立されているかどうかについても、特に意を用いて監査を実施した。

併せて、所管課の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかについて監査を実施した。

#### 4 監査の期間

平成 26 年 6 月 19 日から平成 26 年 7 月 18 日まで

#### 5 監査の対象及び監査日

監査対象団体	所管課	予備監査日	本監査日
那珂市人権擁護委員協議会	秘書広聴課	6月26日(木)	—
那珂市統計調査員会	政策企画課	6月26日(木)	—
那珂市職員互助会	総務課	6月26日(木)	—
那珂市民生委員児童委員協議会	社会福祉課	6月27日(金)	—
那珂市社会福祉協議会	社会福祉課	7月4日(金)	7月17日(木)
女性ネットワークなか	市民協働課	6月26日(木)	—
那珂市国際交流協会	市民協働課	6月26日(木)	—
那珂市鳥獣害対策協議会	環境課	6月26日(木)	—
那珂川水系水質保全協議会	環境課	6月26日(木)	—
那珂地区安全運転管理者協議会	防災課	6月26日(木)	—
那珂地区防犯協会	防災課	6月26日(木)	—
那珂市交通安全推進協議会	防災課	6月26日(木)	—
県道城里那珂線整備促進協議会	土木課	6月27日(金)	—
国道118号改修期成会	土木課	6月27日(金)	—
那珂市土地開発公社	土木課	6月27日(金)	—
県北部幹線道路建設促進協議会	都市計画課	6月27日(金)	—
那珂市認定農業者等連絡会	農政課	7月2日(水)	—

監査対象団体	所管課	予備監査日	本監査日
那珂市農業機械士協議会	農政課	7月2日(水)	—
那珂市地域担い手育成総合支援協議会	農政課	7月2日(水)	—
那珂市観光協会	商工観光課	6月30日(月)	7月18日(金)
那珂市商工会	商工観光課	6月30日(月)	7月18日(金)
農業委員会那珂郡協議会	農業委員会 事務局	6月27日(金)	—
那珂市校長会	学校教育課	7月2日(水)	—
那珂市教育研究会	学校教育課	7月3日(木)	—
那珂市教頭会	学校教育課	7月4日(金)	—
那珂市文化協会	生涯学習課	6月26日(木)	7月17日(木)
青少年育成那珂市民会議	生涯学習課	6月26日(木)	—
那珂市子ども会育成連合会	生涯学習課	6月26日(木)	—
那珂市体育協会	生涯学習課 スポーツ推進室	6月19日(木)	—
那珂市文化財愛護協会	生涯学習課 歴史民俗資料館	6月27日(金)	—
那珂市幼少年婦人防火委員会	消防本部予防課	6月27日(金)	—

## 6 監査の方法

監査に当たっては、予備監査として、対象団体及び所管課から提出された決算書及び出納関係帳票等に基づき、補助職員により決算書記載額、予算差引簿、預貯金通帳記載内容及び出納簿記載内容の照合及び確認等による監査を実施した。

補助職員による予備監査の復命ののち、本監査において、各団体事務所において対象団体職員及び所管課長等から提出資料に基づき説明を受けたうえで、主に事実の存否又は問題点について質問等による監査を実施した。

なお、本監査は、あらかじめ指定した団体（那珂市社会福祉協議会、那珂市観光協会、那珂市商工会、那珂市文化協会）のほか、予備監査の結果、本監査が必要であると監査委員が認めた団体を対象に実施するこ

ととした。

## 7 監査の結果

補助金等に関連する会計帳簿、決算書等の関係書類を照合したところ、いずれの団体も補助金等にかかる収支の会計処理は適切に行われており、補助金等の目的、金額、時期及び手続き等も適正であると認められた。

## 8 意見

各補助団体においては、今後とも、補助金等が市民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれているものであることに留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を遂行するよう努められたい。

また、今回監査対象とした団体においては、いずれの団体も各団体の規約等に定められた独自の監査を実施しており、監査の内容も決算書及び支払信憑等の照合により実施していることを確認することができた。しかし、現金（前渡金、概算払金、釣銭等保管金を含む）の保管及び取扱いについては継続して特に留意する必要があるため、比較的高額な現金を取扱う事務については、事故防止のため銀行振込等の方法によることができないかどうか、ご検討いただきたい。

なお、市所管課に事務局を置くこととしている団体については、市職員が関与しつつ団体の事業を実施しているが、類似の目的達成のために、市の独自事業として事業を実施する場合も考えられる。このため、団体が実施した事業であっても、市が実施した事業と同様に、事業の経費及び効果についても適切に把握し、団体の事業として実施する手法が最も効果的であるかどうか、引き続き検討を進めていただきたい。

加えて、各所管課においては、各補助団体が補助事業等を遂行する際に使用する施設及び備品等の維持及び管理の状況もあわせて把握し、補助金等が公正かつ効果的に使用されるよう努められたい。